遵守事項

堺フィルムオフィス側への約束

- 利用申請の際は、堺フィルムオフィスとの交渉担当者（窓口）を決め、責任の所在を明らかにして下さい。
- 時間を厳守すること。申出・許可のない時間延長はすべて中止させていただきます。
- 作品に係る制作費の資金調達・立替払い、撮影に伴う宿泊費・食事・物件等借用料などの価格交渉や金銭的支援はいたしません。また、撮影に伴う経費が発生する場合は、速やかにお支払下さい。
- 紹介した施設等との協議内容については、使用の有無にかかわらず堺フィルムオフィスまで報告してください。

ロケハン・撮影時の注意

- 撮影等の中止や日程変更については、速やかに施設管理者や撮影協力者等へご連絡頂くと共に堺フィルムオフィスにも報告してください。
- 天候、その他の事情によりやむを得ずスケジュール変更が生じた場合は、速やかに堺フィルムオフィスへご連絡下さい。変更内容によっては、撮影許可の取消が生じる場合がありますのでご留意下さい。
- 申請内容と撮影状況に相違があると判断した場合、予告なしに撮影を止めることがあります。
- 万一施設管理者の緊急指示があった場合は、撮影を一時停止もしくは中止していただきます。

施設管理者側への配慮

- 騒音や夜間照明など周辺住民に迷惑となる撮影が必要な場合は、当該住民に対して理解と協力が得られるように事前に説明をお願いします。
- 一般の方の通行に支障を来さぬ様、可能な限り導線の確保に努めるとともに、一時的に通行を遮断する場合は、通行人に対し丁寧な対応を心がけてください。また、騒音や臭気などにも十分に気を付けてください。
- 撮影許可区域以外での撮影は行わないで下さい。
- 使用物件を第三者に転貸しないでください。
- 施設内設備等の使用後は、速やかに現状復帰及び清掃を行ってください。人や動植物への危害、施設や備品の破損および紛失した場合は、その損害を賠償してください。
- 電源、水道など施設のものを無断に使用しないでください。
- 施設管理者側から指定されたトイレ・喫煙場所以外は使用しないで下さい。
- 指定場所以外への立ち入りはおやめください。
- 現場で出たごみはすべてお持ち帰りください。
- 撮影に関してあらかじめ施設管理者や撮影協力者等と十分な協議を行い、指示や諸条件がある場合は遵守してください。

事故対応

- 事故やトラブルが生じないよう安全対策には万全を期してください。
- 予期しない事故のため、損害保険の加入をお願いします。未加入の場合は、賠償方法の説明書をご提

示ください。

- 撮影中の事故やトラブルには、救護や被害の拡大を防ぐよう迅速に対応し、警察・消防、施設管理者に速やかに報告してください。
- 堺フィルムオフィスは、依頼者の撮影等に無償で協力するものであり、撮影等に関して依頼者又は第三者が被ったいかなる損害も責任を負わないものとします。

警察への申請

- 道路交通法に基づく警察への申請等、法令上求められる手続きを適正に行ってください。
  道路交通法に基づく申請書（大阪府警察ＨＰ内）
  https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/dorokotsu/4971.html

上記のことについて、同意します。

西暦　　年　　月　　日

（署名）